

**栄町
避難行動要支援者支援計画**

令和8年4月

栄 町

第1章 基本的な考え方	1
1 計画の目的	
2 避難行動要支援者等の定義	
3 推進体制	
第2章 避難行動要支援者名簿の整備	P 4
1 避難行動要支援者名簿の作成	
2 名簿情報の更新	
3 名簿情報の利用及び提供	
4 要支援者名簿情報の適正管理	
5 名簿の保管	
第3章 個別避難計画の整備	P 5
1 個別避難計画の作成	
2 個別避難計画情報の更新	
3 個別避難計画情報の利用及び提供	
4 個別避難計画情報の適正管理	
5 個別避難計画の保管	
第4章 災害時における情報伝達	P 6
1 情報伝達体制及び伝達手段	
2 避難情報の発令区分	
第5章 安否確認及び避難誘導	P 8
1 安否確認	
2 避難誘導	
第6章 避難所における支援	P 1 1
1 指定避難所	
2 福祉避難所	
3 避難所以外の要支援者の把握	
第7章 避難訓練の推進	P 1 5

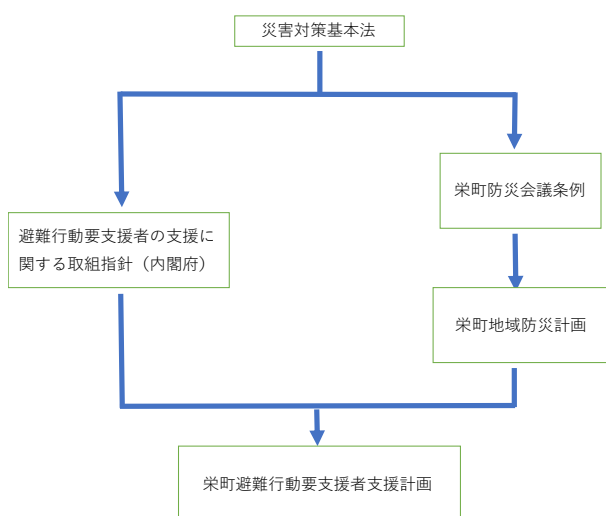
第1章 基本的な考え方

1 計画の目的

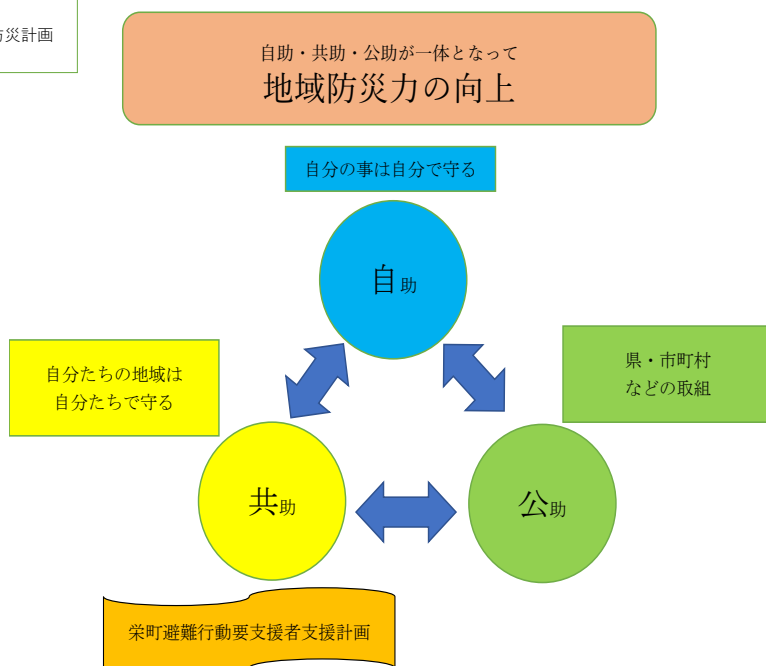
本計画は町内において災害が発生した場合又はそのおそれがある場合、高齢者や障がい者等の中で、自ら安全な場所に避難することができない人や避難所等での生活に支援が必要な避難行動要支援者への支援を、的確かつ有効に実施するための支援のあり方について、災害対策基本法及び国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、本町における避難行動要支援者の避難支援対策について、栄町地域防災計画の定めるところにより、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を図ることを目的とする。

避難行動要支援者の避難支援体制の整備は、言い換えれば「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の考え方を基本とした「地域の支援体制」の整備であり、安心して暮らせるまちづくりを目指すものである。

【栄町避難行動要支援者支援計画の位置づけ】



【栄町避難行動要支援者支援計画の意義】



2 避難行動要支援者等の定義

(1) 避難行動要支援者

避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）とは、次に掲げる者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とするものをいう。

なお、社会福祉施設などへの入所者や長期入院中の者は、当該施設や病院において避難支援などの援護が行われるため、要支援者としては除外する。

- ア 75歳以上のひとり暮らしの者
- イ 要介護認定者
- ウ 身体障がい者
- エ 知的障がい者
- オ 精神障がい者
- カ 妊産婦
- キ 難病患者
- ク その他避難支援等が必要であると町長が認める者

(2) 避難支援等

避難の支援、安否の確認その他の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。

(3) 避難支援等関係者

要支援者の近隣等に居住し、普段の見守りや災害時等において避難支援等を行う個人又は団体をいう。

(4) 地域支援団体等

栄町の区域内にある自治会等及び自主防災組織、栄町消防団、成田警察署、印西警察署、社会福祉法人栄町社会福祉協議会並びに栄町の区域を担当する民生委員をいう。

3 推進体制

(1) 避難行動支援担当者

町は、要支援者の支援業務に関して、庁内の各所属間の調整を図りながら、要支援者対策を推進するため、健康介護課、福祉・子ども課及びくらし安全課内に避難行動支援担当者を置くものとし、避難行動支援担当者は各所属長が指名する。

(2) 避難行動支援担当者連絡会議の設置

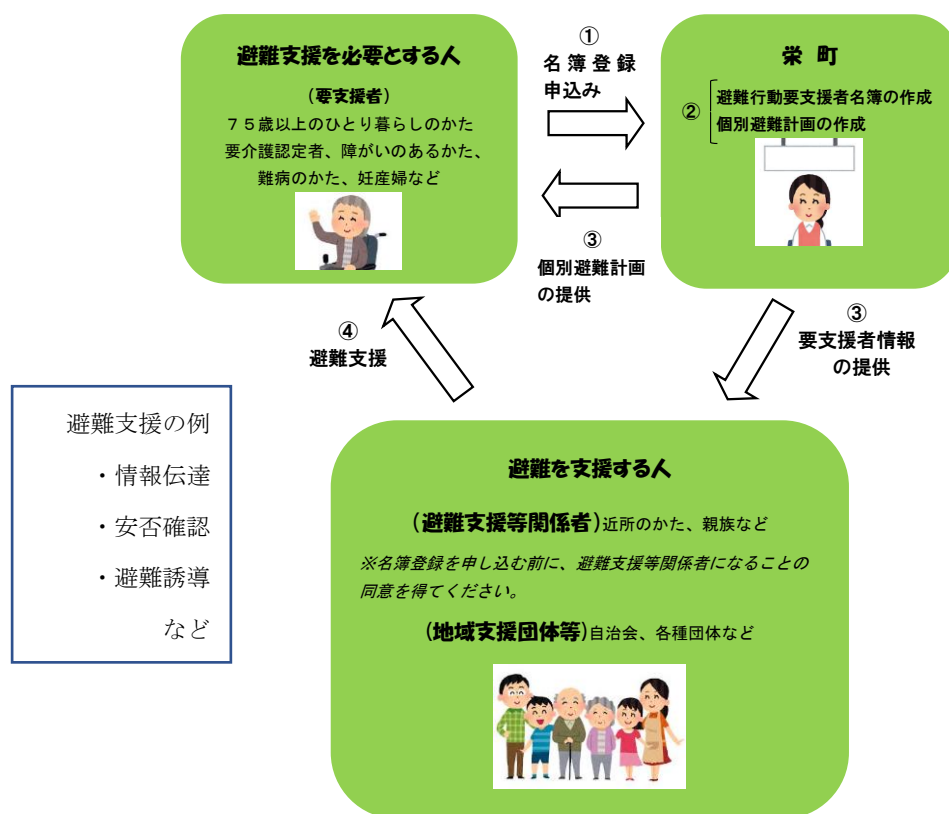
町は、災害時における要支援者の支援業務を的確に実施するため、避難行動支援担当者連絡会議を設置する。会議は、避難行動支援担当者で構成し、次の事項を検討する。

- ア 避難行動要支援者支援制度の運用及び見直しに関すること
- イ 避難行動要支援者支援制度の啓発に関すること
- ウ 災害時における避難行動要支援者の支援体制に関すること
- エ 個別避難計画の作成に関すること

(3) 災害発生時等の対応

町は、災害対策本部を設置したときは、要支援者の支援を円滑に実施するため、安否情報の把握、情報収集、福祉避難所との連絡調整などを行う。

避難行動要支援者支援の概要



※支援する人が被災することもあるため、名簿に登録しても、必ず避難支援が受けられるとは限りません。

※避難時の支援は、助け合いの精神に基づき行われるもので、災害時に避難支援を行うことができない場合でも、避難を支援する人に責任が発生するものではありません。

第2章 避難行動要支援者名簿の整備

1 避難行動要支援者名簿の作成

町は、要支援者の申込に基づき、災害時の避難行動の支援を実施するための基礎資料とするため、要支援者の全体的な状況の把握、安否確認に利用することを目的として、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成する。

名簿には、概ね次のことを記載するものとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号（連絡先）
- カ 要支援者該当区分
- キ 避難支援等関係者の氏名、連絡先及び在住地
- ク その他必要があると認められる情報

2 名簿情報の更新

町は、原則として年1回、新たな登録希望者を名簿に加え、既登録者については、栄町避難行動要支援者名簿登録変更（取消）届出書に基づく変更内容及び個別訪問などにより収集した情報を反映し、名簿情報（名簿に記載し、又は記録された情報をいう。以下同じ。）を更新するものとする。

3 名簿情報の利用及び提供

平時における名簿情報の利用及び提供

- ア 要支援者の支援のために必要な限度で、町の内部で共有できるものとする。
- イ 町は、要支援者及び避難支援等関係者の同意を得て、地域支援団体等に対し、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供できるものとする。

4 要支援者名簿情報の適正管理

名簿情報は具体的な個人情報を含むため、町は個人情報の漏えい防止及び個人情報の適正な管理をする。

5 名簿の保管

名簿情報の提供を受けた地域支援団体等は、その内容を関係者以外の者が閲覧することのな

のように、保管する場合には施錠付きの保管庫に保管するなど、情報管理に十分配慮する。

第3章 個別避難計画の整備

1 個別避難計画の作成

災害時等において要支援者の避難支援を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ要支援者一人ひとりについて、誰が避難の支援を行い、どこの避難所に避難するかを定めておくことが必要である。このため、町は要支援者の同意を得た上で、要支援者と協議して個別避難計画を作成する。

個別避難計画には、名簿情報に加え、概ね次のことを記載するものとする。

- ア 避難支援を行うに当たっての留意点
- イ 避難場所及び避難経路
- ウ その他避難に際し必要な情報

2 個別避難計画情報の更新

町は、原則として3年に1回、栄町避難行動要支援者名簿登録変更（取消）届出書に基づく変更内容及び個別訪問などにより収集した情報を個別避難計画に反映し、個別避難計画情報（個別避難計画に記載し、又は記録された情報をいう。以下同じ。）を更新するものとする。

3 個別避難計画情報の利用及び提供

(1) 平時における個別避難計画情報の利用及び提供

- ア 要支援者の支援のために必要な限度で、町の内部で共有できるものとする。
- イ 町は、要支援者及び避難支援等関係者の同意を得て、地域支援団体等に対し、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、個別避難計画情報を提供できるものとする。

(2) 災害の発生時又は発生のおそれがある場合における個別避難計画情報の利用及び提供

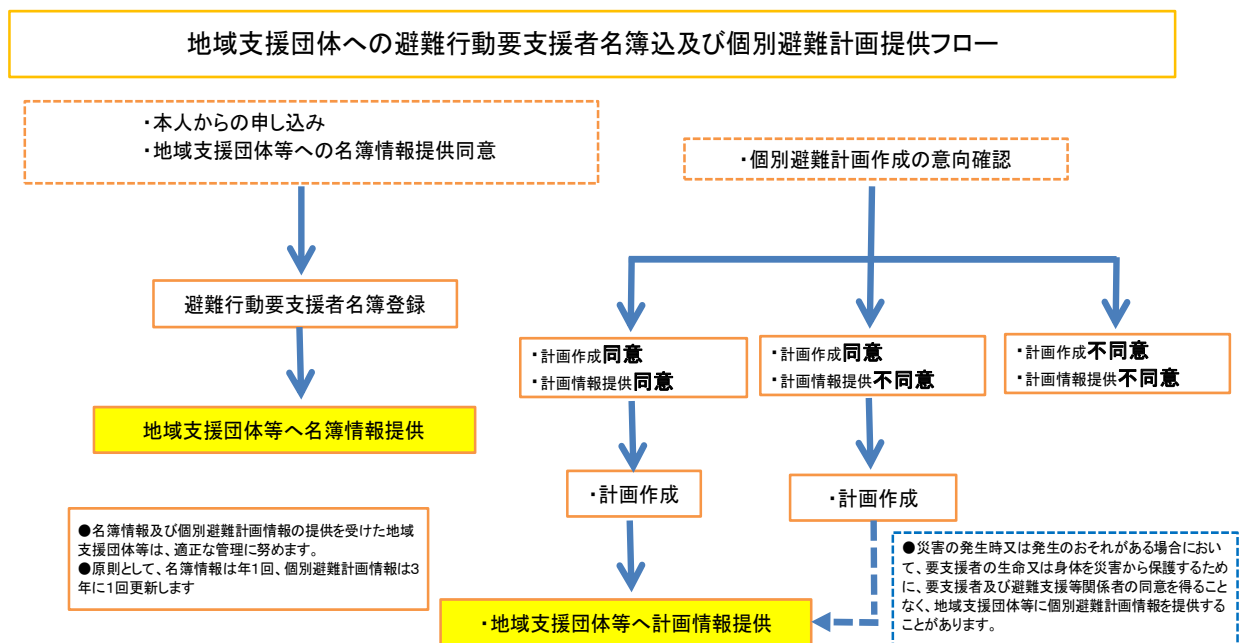
町は、要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、要支援者及び避難支援等関係者の同意を得ることなく、避難支援等の実施に必要な限度で、地域支援団体等に個別避難計画情報を提供することができるものとする。

4 個別避難計画情報の適正管理

個別避難計画情報は具体的な個人情報を含むため、町は個人情報の漏えい防止及び個人情報の適正な管理をする。

5 個別避難計画の保管

個別避難計画情報の提供を受けた地域支援団体等は、その内容を関係者以外の者が閲覧することのないようにするとともに、併せて災害時等の緊急の閲覧に支障を来さないように、保管する場合には、施錠付きの保管庫に保管するなど、情報管理に十分配慮する。



第4章 災害時における情報伝達

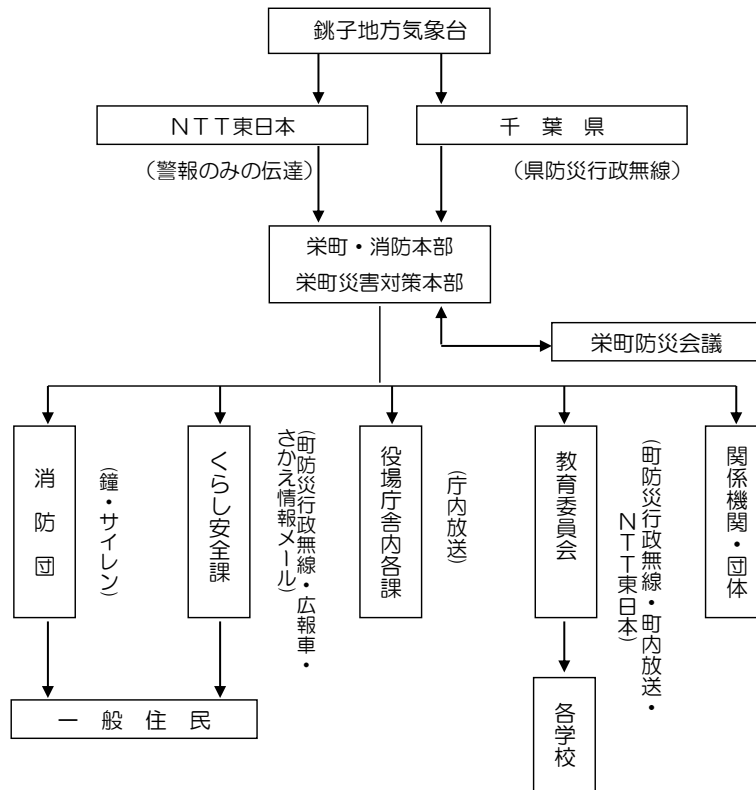
1 情報伝達体制及び伝達手段

避難情報の伝達体制については、地域の災害環境に配慮するとともに、要支援者の特性を踏まえ、迅速かつ確実に要支援者、避難支援者及び避難支援等関係者に情報伝達する体制を整備するものとする。なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援等関係者や地域支援団体が要支援者の居宅を直接訪問して、避難情報を伝えることも考慮する。

避難情報は次の方法により周知する。

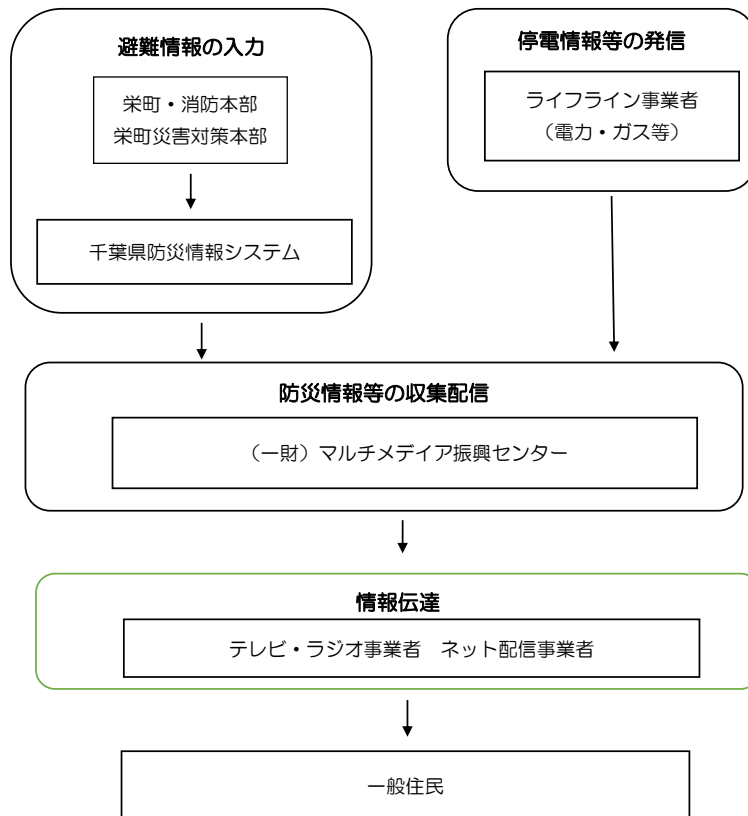
- 防災行政無線や広報車などによる情報伝達
- 携帯電話各社の緊急速報メール、さかえメール配信サービス、町ホームページ、SNSなどを利用した文字情報による情報伝達
- 災害情報共有システム（Lアラート）を利用した情報伝達

注意報・警報等伝達系統図（原典：栄町地域防災計画災害応急対策編）



災害情報共有システム（Lアラート）の概要

※Lアラートは、災害情報等を迅速かつ効率的に住民に伝達するため、自治体等から収集した避難指示等の報道機関等に一齐に配信するシステム。



2 避難情報の発令区分

災害発生の恐れがある場合（主に風水害時）、要支援者は警戒レベル3「高齢者等避難」の発令により避難行動を開始するものとし、町は、以下の避難情報について、意味合いや町民に求める行動についても併せて周知するものとする。

5段階の警戒レベルと避難行動等（原典：栄町地域防災計画災害応急対策編）

警戒レベル	避難情報（発令者）	町民がとるべき行動
5	緊急安全確保（町）	命の危険！直ちに安全確保！ 既に災害が発生している可能性があります。 直ちに命を守る行動をとってください。
4	避難指示（町）	危険な場所にいる方は全員避難、自宅が安全なら自宅で避難 災害発生の恐れが高まっており、危険な場所にいる方は、直ちに避難してください。自宅が安全な方は、自宅に留まりましょう。
3	高齢者等避難（町）	危険な場所にいる方は避難、自宅が安全なら自宅で避難 災害発生の恐れがあるため、危険な場所にいる高齢者の方や避難行動に時間を要する方は、安全な場所に避難を開始してください。自宅が安全な方は、自宅に留まりましょう。
2	大雨・洪水注意報等（気象庁）	自らの避難行動を確認 危険な場所にいる方は、避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認してください。
1	早期注意情報（気象庁）	災害への心構えを備える 今後、大雨警報等が発表される可能性があります。災害への心構えを高めましょう。

第5章 安否確認及び避難誘導

基本的な考え方

災害発生時をはじめ、災害が発生するおそれがあるため避難情報が町から発令された場合、避難支援等関係者と地域支援団体等が連携し、自らの身の安全を確保しつつ、要支援者の安否確認及び避難支援を行う。

町は、個別避難計画の作成に当たって、避難支援等関係者がいない要支援者については、その意向を確認のうえ、自治会等に避難支援等関係者のマッチングを依頼する。

避難支援等関係者及び地域支援団体等は、日頃からの見守り活動を通じて要支援者との交流を図るとともに、避難方法や避難経路などの共有に努める。

また、要支援者自身又は同居の家族は、避難情報の収集に努め、早期の避難を心掛けることが大切である。

1 安否確認

ア 台風・水害などの一般的災害、局地的災害時

① 町から高齢者等避難が発令された場合

避難支援等関係者は要支援者への情報伝達を行うものとする。

② 町から避難指示が発令された場合

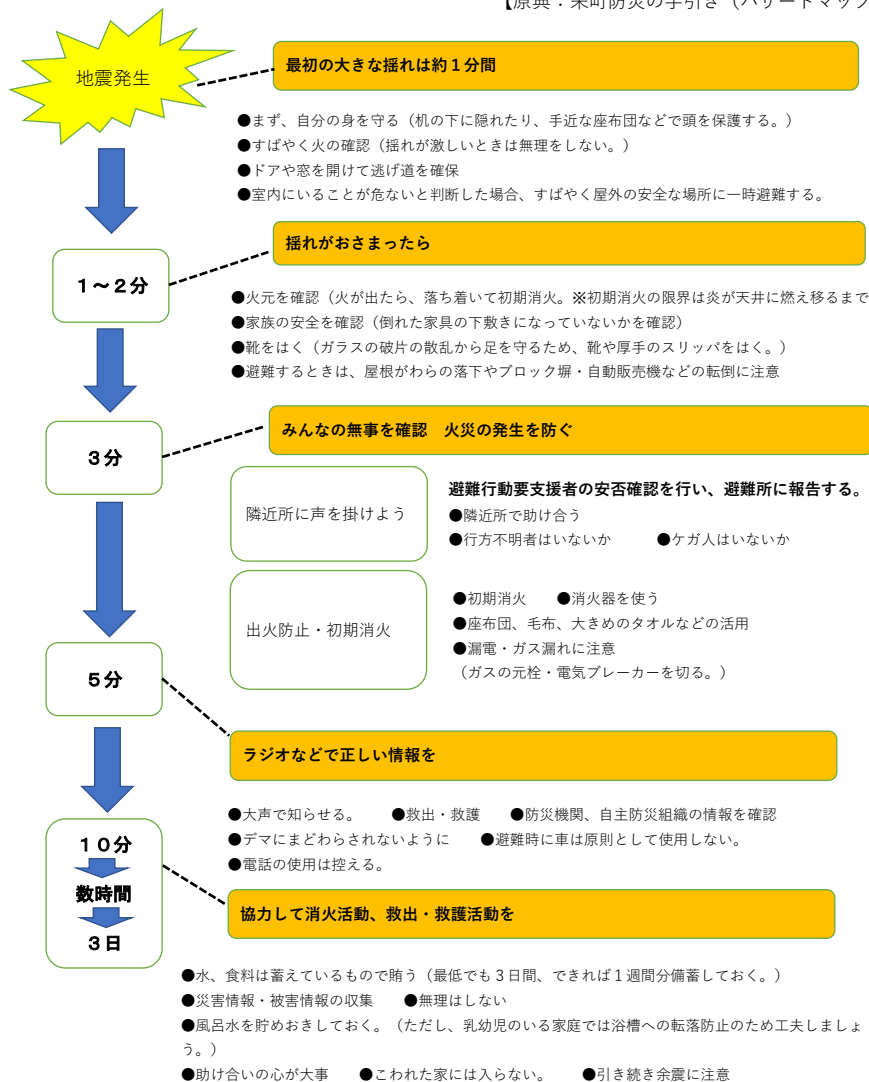
避難支援等関係者及び名簿の提供を受けた地域支援団体等は、要支援者の安否確認を行い、その状況について速やかに指定避難所（災害発生時に被災者が一定期間滞在できるよう町があらかじめ指定した施設をいう。以下同じ。）の担当職員又は避難所運営委員会（災害発生時に自治会等を中心に地域住民同士が連携しながら、避難所開設・運営を行う体制をいう。以下同じ）が立ち上がっている場合には避難所運営委員会に報告するものとする。

イ 地震災害時

避難支援等関係者及び名簿の提供を受けた地域支援団体等は、地震災害時にライフラインの途絶や人的被害が多発している場合など、要支援者の生命、身体又は財産保護のために緊急に必要があるときは、安否確認を行い、要支援者の状況について速やかに避難所担当職員又は避難所運営委員会が立ち上がっている場合には避難所運営委員会に報告するものとする。

参考：地震発生時の時間経過別行動マニュアル（室内にいた場合）

【原典：栄町防災の手引き（ハザードマップ）】



2 避難誘導

避難誘導は、次の事項に留意して行う。

- ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生の恐れのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- イ 危険な場所には、表示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置する。
- ウ 状況により、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行う。
- エ 要支援者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、地域支援団体等により避難確認を行う。

※要支援者への配慮の例

ア 視覚障がいのあるかた

- ①誘導するときは、腕や肩につかまってもらい、周囲の状況を説明しながら歩く。
- ②盲導犬を連れている場合は、直接盲導犬を引いたり触ったりしない。

イ 聴覚障がいのあるかた

- ①背後の様子が分からないので、相手の視野に入るか、軽く触れて合図する。
- ②コミュニケーション方法には、手話、筆談、身振り、絵、図など様々なものがあるので、その人に合った方法で伝える。

ウ 肢体障がいのあるかた

- ①杖を使っている場合は、段差や凹凸のないところを選んで誘導する。
- ②車いすを使っている場合は、動き出しのとき、「押します」などと一声かける。
- ③階段を昇り降りするときは、3～4人で協力して運ぶ。
- ④車いすが使えない場合は、担架を用意したり、背負ったり、複数の人で抱えるなどして移動する。

エ 知的・精神障害のあるかた

- ①冷静な態度で接し、わかりやすい言葉で本人を安心させる。
- ②不安から大声や異常な行動が出て、本人を叱ったりしない。
- ③恐怖心を与えないようにやさしく誘導する。

第6章 避難所における支援

1 指定避難所

災害発生直後、または災害発生が予想される場合、指定避難所を開設する。

なお、職員の被災による到着の遅れなど人員に限りがある場合が予測され、その際は、地域の方々による避難所の開設・運営など協力をお願いする場合がある。

避難所での慣れない共同生活に加え、要支援者の状況に応じた避難所における生活環境整備が必要となる。

また、避難所における情報提供は避難者にとって大変重要なことから、特に視覚障がい者や聴覚障がい者などに対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。

(1) 環境整備

避難所開設当初は備蓄品で対応することとなるが、慣れない避難所での共同生活を送るに当たっての必要な日常生活物品について、町は事前に業者などとの協定締結により適宜補充、充実できるよう対応しておくものとする。

(2) 情報提供

避難所では情報が不足することにより要支援者が必要以上に不安を抱くことが想定されることから、報道機関などからの情報を的確に提供する。

ア 聴覚障がい者 筆談などによる情報提供を行う。

イ 視覚障がい者 定期的な放送による情報提供を行う。また、資料の配布を行う場合には、周囲の避難者に対し、資料の読み上げを依頼する。

ウ 知的障がい者 平易な表現での情報提供や図解を伴った情報提供を行う。

(3) 福祉避難所への移送

町は、要支援者のうち福祉避難所（災害発生時に、主として高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者を滞在させる施設として町が指定した避難所をいう。以下同じ。）への避難が個別避難計画で定められている者が指定避難所へ一時避難した場合において、当該要支援者の移動手段の有無などを調査し、自力での移動可否状況を把握するとともに、自力での移動が困難な場合は、地域支援団体等、県などと協力して当該要支援者の移送に利用可能な車両など、移動手段の確保を行う。

指定避難所一覧表

(令和8年4月1日現在)

名称	所在地	避難対象地区名		
		震災時	水害時	土砂災害時
ふれあいプラザ さかえ	栄町安食 938-1	初期自主避難	初期自主避難	初期自主避難
栄中学校	栄町安食 55	仲町、下町、和 田、布鎌酒直、出 津	仲町、下町、西、 布太、三和、中 谷、北、和田、布 鎌酒直、出津	仲町、下町、北
千葉県立特別支 援学校	栄町龍角寺 1112-2	龍角寺、竜角寺 台 1.2 丁目	龍角寺、竜角寺 台 1.2 丁目	龍角寺、竜角寺 台 1 丁目
安食小学校	栄町安食 305	上町、台下、辺 引、鷺町、田中、 安食 1～3 丁目	上町、台下、辺 引、鷺町、田中、 安食 1～3 丁目	上町、台下、辺 引、鷺町
安食台小学校	栄町安食台 4 丁 目 34 番 1 号	安食台 1～6 丁 目、松ヶ丘、三区	安食台 1～6 丁 目、松ヶ丘、三 区、南、曾根、押 付、請方、南ヶ丘 1・2 丁目	安食台 3・5・6 丁 目
旧北辺田小学校	栄町北辺田 212	須賀、須賀新田、 北辺田、興津	須賀、須賀新田、 北辺田、興津	須賀、北辺田、矢 口、興津、麻生
旧酒直小学校	栄町龍角寺 33	酒直、酒直台 1・ 2 丁目、南部、白 山	酒直、酒直台 1・ 2 丁目、南部、白 山	酒直、酒直台 1・ 2 丁目、南部、白 山
竜角寺台小学校	栄町竜角寺台 6 丁目 26 番 1 号	竜角寺台 3～6 丁 目	竜角寺台 3～6 丁 目	—
布鎌小学校	栄町請方 157-1	西、布太、三和、 中谷、北、南、曾 根、押付、請方、 南ヶ丘 1・2 丁目	—	—
矢口集会所	栄町矢口 6-1	矢口	矢口	矢口
麻生集会所	栄町麻生 182-1	麻生	麻生	麻生
興津集会所	栄町興津 1137	—	—	興津

2 福祉避難所

(1) 福祉避難所の指定

福祉避難所として指定する施設は、施設自体の安全性が確保されており、バリアフリー化など、施設内における要支援者の安全性が確保されていることと、避難スペースが確保されていることとする。

老人福祉施設等と町が事前協定を締結し、福祉避難所として指定するものとする。

指定福祉避難所一覧表

(令和8年4月1日現在)

施設名	所在地
児童発達支援センター安食	栄町安食3678番地6号
介護老人保健施設 さかえケアセンター	栄町安食2421番地
特別養護老人ホーム 栄白翠園	栄町酒直1335番地
特定施設入居者生活介護 和楽久 ぼっくい	栄町安食ト杭新田904番地
有料老人ホーム 楽天堂 ぱれっと	栄町安食2888番地

(2) 福祉避難所の運営

福祉避難所の開設や運営については、平成28年4月（令和3年5月改定）内閣府の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」に基づいて実施するものとする。

(3) 受入れ対象者

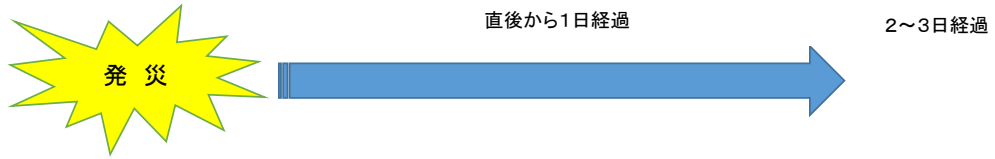
要支援者のうち、要介護度の高い方や医療的ケアが必要な方で個別避難計画において福祉避難所への避難が定められている者その他町長が必要と認める者とし、その介助者までを含めるものとする。

3 避難所以外の要支援者の把握

被災した要支援者の中には、在宅での避難生活を選択した要支援者や他人との共同生活が難しいなどの理由から避難所以外の場所で避難生活を送る要支援者がいると考えられる。

町はこうした避難生活を送る要支援者の把握に努める。

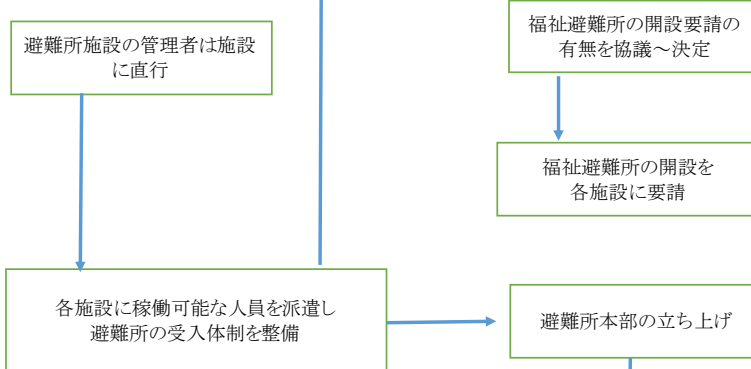
避難所の設営・運営(原典:栄町防災初動マニュアル)



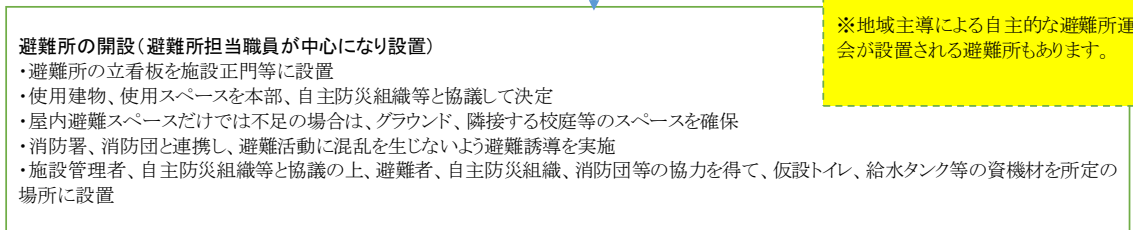
■被害状況の調査



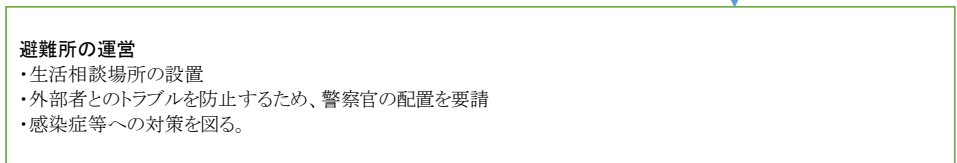
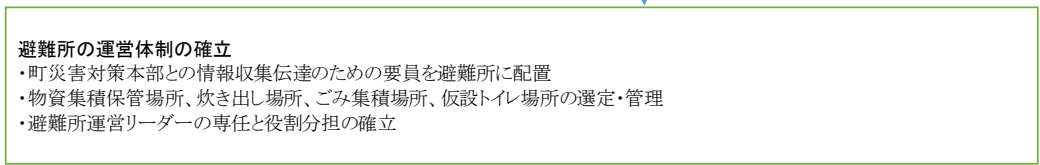
■避難所の開設準備



■避難所の開設・運営



※地域主導による自主的な避難所運営委員会が設置される避難所もあります。



第7章 避難訓練の推進

要支援者の避難を迅速かつ適切に行うためには、要支援者と避難支援等関係者及び地域支援団体等との連携が不可欠であることから、避難支援等関係者及び地域支援団体等は、普段から声かけや見守り活動などの地域活動において、信頼関係の構築に努めることが重要である。

また、在宅の要支援者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援等関係者及び地域支援団体等を中心とした近隣のネットワークづくりをすすめ、地域住民の協力関係をつくることが重要である。

このため、避難訓練においては要支援者と避難支援等関係者が積極的に参加し、当該要支援者の名簿情報及び個別避難計画情報に基づき避難訓練を行うことにより、支援体制の充実や地域の防災意識の向上を図るよう推進していくものとする。

※避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針【平成25年8月（令和3年5月改定）内閣府防災担当】に示されている訓練例

- 発災直後の安否確認
- 避難先に一緒に移動することの体験
- 避難支援等関係者と合流する場所（玄関先等）への移動
- 避難先での避難生活の体験 など